

伊南行政組合病院事業医師確保修学資金等貸与条例

平成21年 5月 28日
条 例 第 13号

(目的)

第1条 この条例は、伊南行政組合昭和伊南総合病院（以下「当病院」という。）の医師としてその業務に従事しようとする者に対し予算の範囲内で修学資金等を貸与することにより、伊南地域における安定的な医療提供体制を確立し、もって安全、安心な地域医療の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

修学資金 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）における医学を履修する課程の修学のための資金をいう。

研修資金 大学院（学校教育法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）における医学を履修する課程の修学又は臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）若しくは後期研修（臨床研修修了後の医師の専門的な知識及び技術の習得に係る研修をいう。以下同じ。）のための資金をいう。

研究資金 新たに当病院の医師として従事するための資金をいう。

修学資金等 修学資金、研修資金及び研究資金をいう。

(貸与対象者)

第3条 次の各号に掲げる修学資金等の貸与を受けることができる者は、それぞれ当該各号に定める者とする。

修学資金 大学の医学を履修する第4年次以後の課程に在学する者であって、将来、当病院の医師として従事しようとするもの

研修資金 次に掲げる者であって、将来、当病院において医師として従事しようとするもの

ア 大学院の医学を履修する課程に在学する者

イ 臨床研修を受けている者

ウ 後期研修を受けている者

研究資金 次に掲げる者であって、新たに当病院において医師として従事するもの（修学資金又は研修資金の貸与を受けた者を除く。）

ア 県外から転入した者

イ その他病院事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた者

(貸与額及び貸与期間)

第4条 修学資金等の貸与額及び貸与期間は、次表のとおりとする。ただし、長野県医師研究資金貸与規程（平成19年長野県告示第131号）に基づく医師研究資金の貸与を受けている者の研究資金の貸与額は、その貸与された医師研究資金の額を次表の

額から控除した額とする。

資金の区分		貸与額	貸与期間
修学資金		月額20万円	貸与を決定した月から大学を卒業する月まで（通算して3年を限度とする。）
研修資金		月額30万円	貸与を決定した月から大学院を卒業する月又は臨床研修若しくは後期研修を修了する月まで（通算して5年を限度とする。）
研究資金	3年資金	500万円	3年間
	2年資金	300万円	2年間

（貸与の申請）

第5条 修学資金等の貸与を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立て、管理者に申請しなければならない。

（貸与の決定）

第6条 管理者は、前条に規定する申請があったときは、選考により貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（貸与の休止）

第7条 管理者は、修学資金又は研修資金の貸与を受けている者が大学若しくは大学院を休学し、若しくは停学の処分を受けたとき又は臨床研修若しくは後期研修を中断しているときは、その期間、当該資金の貸与を休止するものとする。

（決定の取消し）

第8条 管理者は、修学資金等の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の貸与の決定を取り消すことができる。

修学資金の貸与を受けている者が、大学を退学したとき。

研修資金の貸与を受けている者が、大学院を退学し、又は臨床研修若しくは後期研修を中止したとき。

研究資金の貸与を受けた者が、貸与期間を経過する前に当病院の医師として従事しなくなったとき。

修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。

死亡したとき。

心身の故障のため、医師としてその業務を継続する見込みがなくなったとき。

その他修学資金等の貸与を受ける者として不相当と認められるとき。

（返還）

第9条 修学資金等の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。前条第5号の場合にあっては、修学資金等の返還及び利息の支払（以下「返還債務」という。）を履行

すべき者とする。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金等の総額に年5パーセントの割合で計算した利息を付した額を管理者が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

貸与期間が終了したとき。

前条の規定により修学資金等の貸与を取り消されたとき。

その他修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- 2 被貸与者は、正当な理由がなく貸与を受けた修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息(その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)を支払わなければならない。

(返還の猶予)

- 第10条 管理者は、修学資金又は研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する間、貸与を受けた修学資金又は研修資金の返還及び利息の支払いの全部又は一部を猶予するものとする。

修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学若しくは大学院の医学を履修する課程に在学し、又は臨床研修若しくは後期研修を受けているとき。

修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業後に医師の免許を取得しようとするとき。ただし、1年を限度とする。

研修資金の貸与を受けた者が、当病院以外の医師として従事しているとき。ただし、大学院の課程を修了した日、臨床研修若しくは後期研修を修了した日又は貸与期間が終了した日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間を限度とする。

当病院の医師として従事しているとき。

災害、疾病その他やむを得ない事情があるとき。

(返還債務の免除)

- 第11条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務を免除するものとする。

修学資金の貸与を受けた者が当病院の医師として従事した場合において、当該従事した期間(研修資金の返還の免除を受けるために当病院に従事した期間を除く。)が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。

研修資金の貸与を受けた者が当病院において医師として従事した場合において、大学院の課程を修了した日、臨床研修若しくは後期研修を修了した日又は貸与期間が終了した日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(修学資金の返還の免除を受けるために当病院に従事した期間を除く。)を経過するまでの間に、当該従事した期間が、研修資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。

研究資金の貸与を受けた者が当病院において医師として従事した場合において、当該従事した期間が、貸与期間に達したとき。

前3号の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、管理者は、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事情により修学資金等を返還することができなくなったときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月1日より施行する。

(伊南行政組合昭和伊南総合病院医師研究資金貸与条例の廃止)

- 2 伊南行政組合昭和伊南総合病院医師研究資金貸与条例(平成19年条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の伊南行政組合昭和伊南総合病院医師研究資金貸与条例の規定により貸与された資金は、この条例の相当規定に基づいて貸与された資金とみなす。

- 4 前項の場合において、同項の規定により、この条例の相当規定に基づいて貸与されたとみなされた資金の返還については、なお従前の例による。